#### Ⅳ 記念講演

# 国際財務報告研究の現状と課題

# 友 杉 芳 正 早稲田大学会計大学院

ただ今,過分なご紹介に預かりました友杉 でございます。本日はこのような伝統ある学 会の席で話をさせていただくご高配を賜り, 準備委員長の浦崎直浩先生に厚く御礼申し上 げます。

#### 1. 報告の視点

国際会計研究学会は 1984 (昭和 59) 年 6 月 23 日に設立され、約 30 年弱にわたり、諸外国の会計制度、多国籍企業会計、インターナショナル・アカウンティング、FASB、IASB、IFRS、国際会計教育など多くの研究がなされてきました。国際会計の理論研究、制度研究、歴史研究の中で、規範研究、実証研究、実験研究などは意義ある研究として高い評価を受けて来ており、財務情報の作成・開示からその保証や税務問題など、多くの知見が発表されてきたことは、皆様ご承知の通りであります。

現在,グローバル時代における国際財務報告は,「グローバル・アカウンティング」として,どの方向に進展して行こうとしているのか,会計の特性は何かなどの本源的問題がありますが,本日は会計と密接な関係にある保証業務を果たす「監査を通してみた会計」

の視点から、接近してみたいと思います。監査というフィルターを通して会計を見ますと、今までとは違った会計の世界が見えてくるのではないかとの期待感があるからです。IFRSの原則主義は、監査の保証と一体となって機能を発揮するものであり、国際財務報告基準は監査の保証と不可分の関係にあると考える必要があるため、「会計判断と監査判断の全体調和」志向のもと、「会計の総合化」の視点が重要であると思っているからであります。

自分のことを棚に上げて言いますと、これからの研究者に対する要望は、会計だけではなく監査との関連性を視野に入れた広範で深度ある会計研究(拡充と深化)を行い、理論と制度と実務の調和追究では「ある(be)・あるべき(should)・あるはず(must)」としての「実在論・規範論・要請論」の統合志向を持って行っていただきたいと思います。形式主義より実質主義の優先の下で、意思決定有用性・情報の特性、収益費用観・資産負債観・資金観、会計の政治化、混合会計システム、全面公正価値会計、会計の品質、会計基準の品質、財務情報と非財務情報の統合報告、利害調整、受託責任、法人税との関連、保証の可能性など多くの研究領域があります。

21世紀の会計の方向性は、「国際会計」で

はなく「グローバル・アカウンティング」として、有用性(usefulness)以外に信頼性(reliability)の要件が必要であり、会計主体論を視野に入れた会計観の確立、グローバル・スタンダードとして単一化の功罪、公正価値会計の理論的体系化などが重要であります。話の中では、本来は具体的に研究者名などを取り上げるべきですが、時間の関係からご寛恕を賜ればと思いますので、よろしくお願いいたします。

# 2. グローバル時代の到来と グローバリズムの功罪

グローバル時代とは,「ヒト,モノ,カネ, 情報」の移動が科学技術の進歩とともに、国 境を越えて、地球規模レベルで盛んになり、 政治的, 法律的, 文化的, 経済的な境界線, 障壁がボーダレス化することにより、社会の 「多様化」と「同質化」とが同時に進行する 「世界規模化社会」の時代であります。「政治 的」「法律的」は、国家の主権、法権限が絡 み, 国境に執着するため制約があり,「文化 的」も、風俗・習慣・宗教などの価値判断が 絡むため、文化摩擦により、グローバル化の 進展は困難な点があります。 それはローカル, グローカル (glocal) を超えられないものの 見方・考え方の制約が横たわっているからで あります。それに対し、「経済的」は、国境 を越えて進出する企業の価値創出による利益 を生み出し、本国にも還元し、経済的に潤う 関係にあるため、グローバル化がかなり進ん でいます。その流れに逆行しては生存競争に 負けるので, 国境を越えて競争し, 協力し合 う国際社会の長期的信頼関係の構築の「戦略 的互惠主義」が重要であります。

グローバリズムには光と影の部分がありま

す。グローバル時代は熾烈な競争のもと、誰 もがリスクを負う世界であると言えます。極 論すれば,強者と弱者のもと,与え合う世界 ではなく、奪い合う世界であり、グローバリ ズムの功罪があります。自他の区別を識別し, 競争優位に立っても、誰もが奪い合う強い立 場に立てないため、経済の平等はありえない はずです。われわれは、もともと異なる価値 観をもって生活しているため、個々には フィッ トしない面があります。物量とスピード、多 様性において圧倒するグローバリズムに乗り 遅れると、弱者の立場に置かれる厳しい世界 であるわけです。進出戦略時には撤退戦略も 考慮しておく必要があります。グローバリズ ムは、すべての生命存在体を対象として世界 を包括的に捉えようとするイズムであり、グ ローバリズムが幻想とならないためには, 「部分適合」の「全体適合化」の方策ではな く,「全体適合」の「部分適合化」の方策を 考える必要があります。「皆富論」とも言え る, 皆が富を得ることは不可能ではないかと 思うからであります。

# 3. パラダイム変革と国際競争力の確保

社会経済パラダイム変革は「産業革命」から「環境革命」へ進展しています。数十年の経済変動の長期波動(long wave)からは、「第5長波期」に入っていると言われます。18世紀後半からの48年~60年周期で変動し、農業化から工業化へ、脱工業化・IT化へ、さらに太陽光、地熱、風力、超伝導、ITC、バイオ・ナノテクなどが中心となる環境化へ変転しつつあります。太陽フレア・黒点の周期と経済不況について、太陽黒点は約11年周期で強弱を繰り返し、経済変動との

関連があるとされています。短期循環(在庫 投資循環の約40カ月は、太陽黒点周期の3 分の1)、中期循環(設備投資循環の約10年 は太陽黒点周期に、建設投資循環の約20年 は太陽黒点周期の2倍に符合)、長期循環 (太陽黒点周期の5倍は、コンドラチェフ・ サイクルの約55年の長期波動)による経済 不況が喧伝されています。

「エネルギー・国際競争力・人材・倫理・ ガバナンス」がキーワードの時代に入ろうと しており、経済活動拠点の海外化、貯蓄を投 資につなげる金融は経済のスピード化に合わ せ, 伸びる分野を見極め, 成長分野の選別投 資が重要であり、経済的に「選択と集中」が 必要であります。昨今は「リーマン・ショッ ク・フェーズ2」と言われる欧州の金融危機、 財政危機,成長停滞による高失業を乗り切る 対応策が必要であります。世界経済において, 米国に対応できる欧州連合(EU)の存在役 割の強調は、グローバル時代では、同じ土俵 で「国際競争力」を確保するために必要であ ります。そのため、語呂合わせ的ですが、 1E (Ethics) +2F (Free, Fair) +3G (Global, Growth, Governance) の6連携」の認識が 重要と言えます。「持続可能性」と「吾唯知 足」、「少欲知足」により、国際社会からグロー バル社会への時代的進展において,「知識経 済」から「共感経済」へ、グローバル企業統 治・企業自治の確立が必要であります。この ような社会経済背景を視野に入れた会計研究 であるべきであります。

# 4. 経営環境の変化と会計・監査 の変革視点

企業は高い技術力を過信し、自前主義、秘密主義、自国主義に陥り、情報を死蔵させ、

内向き志向であった面もないとは言えません。 今や, 内部にない技術や知見を外に求める 「オープン・イノベーション」の時代に突入 しております。自社や系列から,広く外部に 新技術やアイデアを求める時代へ進展してい るからです。企業系列に変化が見られ,「下 請け」(大企業から中小企業へ発注)ではな く、「横請け」(中小企業が提案・大企業が発 注)の時代に入っています。自社に情報の源 泉があるという視点から、会社の付加価値を 高める方向へ進展しています。企業レベルで は、有能なグローバル人材育成のもと、危機 管理対応のため、「暗黙知」を「理論知」で カバーする BCP (business continuity plan: 事業継続計画)の構築対応が必要であります。 社内共通語が英語の会社が出現しています。 画一性から柔軟な多様性に対応できる人材重 視の時代に入り、グローバル時代の構造変化 を読み取り、既存のものが壊れ、新しく進化 し、新しい時代に新しい生き方が求められて おり、それに即応できる必要があります。基 本的に、昔から言われている「経営は人なり!」 の人材哲学は変わりません。

このような潮流の中で、会計・監査環境の 変革視点は大きく3点あります。

- (1)「フリー・フェア・グローバル」な社会への突入において、①「自由競争」のため「規制緩和」を行うが、「自己責任」が問われ、「事後統制」としての「第三者評価」が要求され、「私的自治・自主規制」を前提に、「許容される公的規制」が加わる方向へ、②「公正性(fairness)」志向の中に「効率性(efficiency)」を取り込む包摂志向へ、③「グローバル・スタンダード」のコンバージェンスからアドプションへの流れが重視される時代へ進展しております。
  - (2) 資本市場経済の変化において、①

「実物資本市場経済」から「金融資本市場経済」へ、さらに「知的資本市場経済」へ、②「モノ造り経済」から「デリバティブ取引経済」へ、さらに「知的資産取引経済」へ進展しております。

(3)「形式より実質」(substance over form) を重視する「実質優先主義」のもとで見積り・予測による「会計判断」と「監査判断」の高度化において、①会計システムは「取得原価主義会計」から「公正価値会計」へ、②会計理念は「真実性」から「有用性」へ、③会計情報特性は「信頼性」から「表現の忠実性」へ、④監査視点は「客観性」から「主観性」へ、「客観的証拠」から「説得的証拠」へ、訴訟を意識した「正当注意義務」から「懐疑心」の保持へ、⑤監査保証の信頼性は「適法性」から「適正性」へと進展しております。

#### 5. 株式会社数とIFRS 適用状況

日本の法人数 (平成 22 年度) は、約 258 万社あり、そのうち、株式会社は約248万 社 (96%) です。利益法人は約71万 (27%), 欠損法人は約187万(73%)であり、繰越 欠損金控除, 連結納税制度による赤字・黒字 相殺がなされています。上場会社(約3,500 社,連結はIFRS任意適用,単体は日本基準, 監査強制), 金商法開示企業(約1,000社, 連結は日本基準,単体は日本基準,監査強制), 会社法大会社(約10,000社,単体は日本基 準,監査強制),その他株式会社(約246万 社,監査なし、中小指針・要領)に区分でき ます。法人税を支払っている株式会社はそれ ほど多くなく、IFRS 適用会社も数の上では ある程度限られ, 中小会社には中小企業の会 計に関する指針が議論されています。

現在, IFRS は 122 か国で採用されている

と言われ、アドプションまたはコンバージェ ンスに取り組んでいます。企業会計審議会の 「各国の IFRS 適用状況調査結果」(平成 24 年4月17日)のIFRS 適用状況(連結財務 諸表) について、122 か国のうち、回答があっ たのは90か国、それに実体把握ができてい る 6 か国を加えた 96 か国調査のうち、IFRS 適用は83か国(86%),任意適用は5か国 (5%)、その83か国のうち、IFRSのアド プション国は76か国(91%)、コンバージェ ンス国は7か国(8%)であり、IFRS 未使 用国は5か国(5%),連結財務諸表作成義 務なしは3か国(3%)となっております。 単体財務諸表について、96か国のうち、 IFRS 適用は 48 か国 (50%), 任意適用は 10 か国 (10%), その 48 か国のうち, IFRS のアドプション国は36か国(75%), コン バージェンス国は 12 か国 (25%) であり、 IFRS 未使用国 11 か国 (11%), 単体財務諸 表作成義務・開示義務なしは27か国(28%) であります。

見方を変えると、IFRS について、G20で IFRS をアドプションしていない国は「米国・日本・中国・インド」の4か国でありますが、時価総額順位は、「米国・欧州・中国・日本・インド」であり、時価総額の4割強は2位の「欧州」のアドプション国であります。しかし、時価総額の6割弱はその他の「米国・中国・日本・インド」の非アドプション国であるとされています。IFRS の採用は、自社に有利か否か、国にとっての戦略的経済問題と絡んでいるはずであり、それは「会計の政治化」問題として経済合理性と密接な関係にあるため、政治レベルに発展するものであります。

オックスフォード・レポートでは,2012年 3月30日「日本の経済社会に対するIFRS

の影響に関する調査研究」において「日本に おける性急で強いフォームでの強制アドプショ ンを支持しない」と主張しています。IASB の巧みなレトリック (高品質,透明性,公正 価値、比較可能性、グローバル・スタンダー ドなど)の使用、日本の置かれている状況の 分析(日本の会計制度の意味、確定決算主義、 保守主義、投資家にとっての意義、比較可能 性の低下、投資家以外の関係者にとっての意 義、任意適用会社、ものづくり、非上場企業、 税制など、推進派と慎重派の問題意識の深さ、 意思決定者の対応過程)を行っています。国 際情勢の短期・中期的(5-15年)展望とし て、アジェンダ・コンサルテーション、デユー プロセス・ハンドブックの改訂,米国との関 係、IASBの国連化(意思決定がなかなかで きなくなる)、現場の声を聞く真の経験主義 が指摘されています。

IFRS のコンバージェス, アドプションの 状況について, 平成 24 年 6 月 14 日, 企業 会計審議会総会・企画調整部会合同会議で 「国際会計基準 (IFRS) 対応の議論に関する 中間的論点」の説明がありました。現在の日 本の会計基準は, 「高品質かつ国際的に遜色 のないものとなっており, 欧州より国際会計 基準と同等であるとの評価も受けているが, 今後とも, 国際的な情勢等を踏まえ, 会計基 準の国際的な調和に向けた努力を継続してい く必要がある」とし, 平成 23 年の IFRS 強 制適用の延期などを踏まえ, 中間的論点とし て, 7テーマがあり, そのなかでも方向性が 見えてきたものと, 方向性が見えず, いまだ 検討過程にあるものとに分けています。

方向性が見えてきたものには、①単体財務 諸表への IFRS 適用の是非 (IFRS 適用を連 結に限定する)、②中小企業への対応 (IFRS の影響を受けないように配慮)、③会計基準 の国際的調和(高品質化へ向けた会計基準の変更は前向きに対応),④IFRS の任意適用(IFRS 適用の実例を積み上げ,メリット・デメリットを十分に把握する)があります。方向性が見えず未だ検討過程にあるものには,①国際会計基準の強制適用の是非(国際情勢を踏まえつつ,我が国の制度や経済状況などに最もふさわしい対応を検討),②IASBに対する日本の影響力(関係者が一丸となって意見発信の努力をする,東京サテライトオフィスの有効な活用方法),③原則主義への対応(企業の主体的判断に基づく会計方針の設定,監査人と企業との密接なコミュニケーション)があります。

SEC は 2012 年 7 月 13 日, IFRS を米国 で取り込む方法に関する最終のスタッフ報告 書を公表しました。 IASB が公表した IFRS を米国でそのまま取り込む方法は、多くの米 国資本市場関係者から支持されず、また主な 資本市場で採用されている IFRS の取り込み 方法とも異なることが明らかとなったとして, SEC スタッフは以下の 3 点も踏まえ、他の 方法の検討を行い、①IFRS をエンドースメ ントすることにより、IASB の基準設定に対 して、より影響力を行使することが可能、② 時間をかけて IFRS を取り込むことで、作成 者の負担を軽減することが可能,③『米国会 計基準』という用語の変更に伴い大きな負担 が発生、としています。まさに制度化のため の会計政策論が賛否両論みられ、「会計の政 治化」問題として加熱している状況にありま

# 6. 財務情報の質的特性と公正 価値会計

IFRS は実質優先主義のもと、公正価値を

採用して、金融商品の公正価値計算は「売却 即時再投入の連続性を仮想」した評価差額計 算を行う理論であります。市場価格の時価が あるときは良いが、時価がないときは見積り 計算を行い、公正価値会計は将来のキャッシュ・ フローの割引現在価値計算を行います。公正 価値は、資産の売却金額(出口価格)をベー スに、レベル1(活発な市場における公表価 格)、レベル2(レベル1以外の市場から得 られたデータを使用)、レベル3(会社内部 のデータのインプットを用いた評価技法を使 用)があります。公正価値会計は評価(差額) 法により,「包括利益=純利益+その他の包 括利益

ニリサイクリングされた
金額

の計算 を行います。「その他の包括利益」は、その 他有価証券評価差額金、繰延ヘッジ損益など があります。「リサイクリング」により、当 期・過年度にその他包括利益を純損益に組み 替える調整額計算を行うわけであります。

有用な情報提供のもと,将来の予測・見積 りの測定、将来キャッシュ・フローの予測可 能性重視へ、財務情報の質的特性が「目的適 合性」と「信頼性」のトレード・オフ関係か ら,「目的適合性」と「忠実な表現」に分け ています。企業価値計算、M&Aでは意味が ある情報も, 非投資対象では受託責任が必要 ではないか、「信頼性」が削除される必要が あったのかの問題があります。忠実な表現は 公正価値のレベル3のように、市場で観測 可能な価格等がないものを見積りにより測定 するとき、経済現象をどの程度まで忠実に表 現するかの会計判断が必要であります。不確 実性のレベルが大きい見積りのとき、最適解 はなく, 保守的か否かによって, 幅のある計 算結果が出てくるのは、モデル・見積り・判 断の予測の主観性が大きいからであります。 それに対して、信頼をおける監査判断が可能 かの問題があります。

また, 混合測定・混合価値会計の問題があ ります。金融商品の全面公正価値評価問題が あります。金融資産・金融負債の全面公正価 値評価、非金融資産(有形・無形資産の再評 価オプション) の公正価値評価,純資産価値 モデルへの接近問題があります。純資産価値 モデルは制度的妥協であり,純利益と包括利 益の計算がなされています。「投資意思決定 支援機能」を高め、「契約支援機能」も行う 「目標仮説」から、非金融資産の公正価値情 報との関連性が望ましくないとされています。 混合会計システムには、①「忠実な表現モデ ル」(一部の資産・負債に公正価値を適用し、 会計利益モデルの欠陥を埋める修正版),② 「のれんモデル」(純資産価値モデルへのパラ ダイム転換のプロセス版)があります。純粋 な純資産価値モデルは、資産・負債のすべて を割引現在価値でオンバランスします。経営 者による割引現在価値の推定評価額の信頼性 が担保できるのかの批判があります。

## 7. 簿記・会計・監査の関係

簿記と会計の関係では、①簿記以前の会計は時価会計、②簿記依存の会計は取得原価主義会計や混合会計、③簿記離脱の会計は全面公正価値会計があります。現在、部分公正価値会計の混合測定、混合会計システムであるため、簿記依存の会計でありますが、全面公正価値会計になると簿記が必要か否かの問題があります。極端に言えば、資産・負債の期首・期末計算をすればよく、簿記は不要となるとも言えます。取得原価による計算と公正価値による計算の加算・合算は何を意味するのか、何を計算しているのかを考える必要があります。会計とは何か、会計の原点に戻り、

会計の本質は何かを探る必要があります。会計は価値計算なのか価格計算なのかであります。

簿記・会計・監査の関係について, ①監査 は簿記システムの逆を辿る(逆行依存説), ②監査は会計の最終部分を担当する(最終分 担説), ③会計と監査は別に存在する(分離 独立説) があります。簿記・会計・監査の三 位一体説では、「形式・内容・評価」の連携 から「簿記は形式であり、会計は内容であり、 監査は評価である」と捉えており、「会計は ビジネスの言語であり、会計の信頼性は、監 査を通して保証される」は、「監査なくして 会計なし」となります。また、「記録と事実 の突合せ」は事実の存在を確認し、史実とし ての記録の正確性を把握することであります が、事実が真実か否かを探る観点から「史実・ 事実・真実」の一致(3実の一致)が必要で あります。取得原価主義会計から部分公正価 値会計への進展により、「事実」が「具体か ら抽象へ」進展し、「事実の存在性」から 「事実の妥当性」が必要な判断の世界に入り 込んでおります。

## 8. 監査の原点把握の重要性

監査は「上位者・下位者・第三者」の3 者の存在が前提であります。監督機能は上位 者から下位者に対してライン関係であり、 「支配命令是正権」があります。これに対し、 監査機能は第三者から下位者に対してスタッフ関係であり、「助言勧告指導権」があり、 監査は捜査権、監督権はなく、指導性が理念であります。第三者性は「独立性」と「専門性」と「意見表明」の3要件が必要であります。しかし、実態として、理論・制度・事実の乖離が見られます。

会社法では、監督 (supervision) と監査 (audit) の概念差異が曖昧なところがありま す。会社法第362条(取締役会の権限等)2 二「取締役の職務の執行の監督」(狭義の監 督とも言われている)、第381条(監査役の 権限)「監査役は、取締役(会計参与設置会 社にあっては、取締役及び会計参与)の職務 の執行を監査する。」とあり、監督と監査は 区別されています。第385条(監査役によ る取締役の行為の差止め)「監査役は、取締 役が監査役設置会社の目的の範囲外の行為そ の他法令若しくは定款に違反する行為をし、 又はこれらの行為をするおそれがある場合に おいて、当該行為によって当該監査役設置会 社に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、 当該取締役に対し、当該行為をやめることを 請求することができる。」として、監督の差 止権ではなく、監査の差止請求権として区別 されています。しかし、第340条(監査役 等による会計監査人の解任)「監査役は、会 計監査人が次のいずれかに該当するときは, その会計監査人を解任することができる。」 として,監督権を監査役に与えています。こ れは「広義の監督」と言われていますが, 「広義の監督」概念はあり得るのか疑問であ ります。

制度上、問題となっているのは、インセンティブのねじれ現象です。会社法では、取締役が会計監査人の選任議案・報酬の「決定権」を持ち、監査役は会計監査人に対する「同意権」を持っています。監査を受ける人間が、監査をする人間の選任議案を決定し、その報酬を決定しているのは、「独立性に反し、利益相反取引ではないか」の批判があるからです。その解決のため、監査役に「同意権」ではなく、「決定権」を持たせるべき議論がなされ、衆議院・参議院の附帯決議、日本公認

会計士協会、日本監査役協会は、非業務執行 会社役員である監査役に,会計監査人の選任 議案および監査報酬の決定にかかる権限と責 任を負わせる提言をしています。しかし、日 本経済団体連合会は、監査役に決定権を付与 するのは、意思決定の二元化をもたらすと反 対意見を表明しています。 結論としては、監 督と監査の差異(「支配命令是正権」と「助 言勧告指導権」の差異)概念から、取締役権 限の決定権を、監査役に委譲することは、概 念上の変容となり、 論理的に無理であるはず であります。会社法改正案では、監査役が会 計監査人の選任議案の決定権を有する案が出 されていますが、監督と監査を区別する監査 論の立場からは、 論理的には間違っていると 言わざるをえません。

#### 9. 自主管理規制と公的監視規制

投資者保護のため、経営者が作成する会計 情報の信頼性を保証する制度設計として,公 認会計士が監査し、適正意見を表明していま すが,不正発覚,会社倒産が発生したため, 公認会計士監査批判が起きました。投資者は, 公認会計士が表明した監査の「適正意見」を 信用して, その会社に株式投資したと主張し, もし「不適正意見」が表明されておれば、投 資しなかったとして, 投資者は公認会計士を 相手取って訴訟を起こしたわけであります。 アメリカでは公認会計士の敗訴が続き,大手 会計事務所が倒産しました。監査論では、不 正(経営者不正・従業員不正)を,いかに防 止するかが重要になり, 不正発見の消極的対 応から,「不正発見型監査」の重視へ進み, 「内部統制監査」の導入, 訴訟に勝つ「リス ク・アプローチの監査理論」の構築,「継続 企業の監査」が導入されたわけであります。

2001年エンロン破綻とアーサーアンダー セン会計事務所 (2002 年解散), 2004 年カ ネボウ粉飾と中央青山監査法人(2007年業 務停止処分,解散),2006年ライブドア事件 と港陽監査法人(2006年自主解散), 2011 年大王製紙と有限責任監査法人トーマツ, オ リンパスと有限責任あずさ監査法人・新日本 有限責任監査法人(2012年監査法人に業務 改善命令) など多くの不正事件と監査事務所 の問題が取り上げられています。不正事件対 応として、職業的専門家による監査に対して、 「監査の監査化」が必要とされました。「自主 規制」の「私的コントロール」に対して「公 的規制」の「公的コントロール」が課せられ る「二重チェック・システム」体制が取られ ました。

アメリカは直接監視方式を取り、「公開会社会計監督審査会」(PCAOB: Public Company Accounting Oversight Board)は、「企業改革法(SOX法)」に基づき、2002年に設立された非営利法人、SECが監督、エンロン事件が契機となり、職務は、①上場会社を監査する監査事務所の登録、②監査基準、品質管理基準、倫理・独立性規則等の策定、③監査事務所に対する検査(inspection)(大手監査事務所は毎年、その他は、少なくとも3年に1回)、④監査事務所等に対する調査(investigation)および懲戒処分(登録の抹消や停止、制裁金の罰金、改善勧告)、⑤企業改革法、PCAOB規則の遵守に関する執行、であります。

日本は間接監視方式を取り、西武鉄道事件、カネボウ事件などから、公認会計士法改正により、公益保持・投資者保護のため、日本公認会計士協会の品質管理レビューを前提に、公認会計士監査の品質管理を強制的にチェックすることになり、平成16 (2004) 年4月

に、公認会計士・監査審査会(CPAAOB: Certified Public Accountants and Auditing Oversight Board)が、金融庁に設置されま した。

日本公認会計士協会の品質管理レビューに 対する審査・検査について、審査会の職務権 限は公認会計士法で規定されています。監査 の公正性を確保するため、「報告・検査」は 「公益又は投資者保護のため、必要かつ適当 であると認めるとき」に、「検査権限」は 「犯罪捜査のために認められたものと解して はならない」とされ、「摘発性・批判性」で はなく「教導性・指導性」に重点をおいています。

要するに、審査会の「審査・検査」の要点は5点であり、①監査法人等が表明した「監査意見」そのものの適否を見るのではないこと、②「一般に公正妥当と認められる監査の基準」に準拠した監査業務がなされているかを確認すること、③日本公認会計士協会の「品質管理レビュー」の一層の機能向上を図ること、④監査事務所の業務の適正な運営の確保を図ること、⑤「監査品質を高める」ことを目的とする、であります。なお、諸外国の監査監督機関は現在44か国にあり、監査監督機関国際フォーラム(IFIAR: International Forum of Independent Audit Regulators)に参加し、意見交換を行い、監査の品質向上に努力しております。

#### 10. 最近の不正の巧妙化と監査

シニアコミュニケーションの粉飾事件では、 信書開封罪違反(公認会計士が投函した郵便 を、集配人に間違って投函したとして回収し、 自社に都合よく記載後、被監査会社の近くか ら投函)がありました。FOI の粉飾事件で は、約118億円のうち、約115億円の粉飾 がなされ, 公認会計士はなぜ見抜けなかった のかが問題となり、 証憑書類等が揃っている 架空循環取引の不正発見は難しいと言われて います。 林原の 30 年間の粉飾事件では、 2011年会社更生法適用,架空壳掛金,簿外 債務がある中で、会社法が要求する会計監査 人監査を受けず, 法治国家でありながら違法 状態が続き、監査役監査も機能していなかっ たわけです。オリンパスの会計上の巧妙な不 正取引 (FA報酬,のれんの減損等)の発見 の困難性の増加が指摘され、不正未発見に対 する公認会計士監査への批判が高まりました。 2012年6月から、不正対応の監査基準の改 訂作業が開始され、監査人の職業的懐疑心の 保持・発揮などが議論されています。

大会社(資本金5億円以上又は負債額200 億円以上の株式会社) には会計監査人監査の 実施義務(会社法第328条,第436条)が あるものの,会計監査人未設置会社(推計 500 社程度)があるとされています。非上場 会社・会社法違反・罰則は過料 100 万円以 下(会社法第976条),会計監査人の設置は 登記事項(会社法第911条),設置の有無は 登記で確認可能であります。日本公認会計士 協会は全国銀行協会(平成23年8月29日) に要請し、金融機関は与信先が大会社で会社 法監査の対象となる場合, 会計監査人設置の 有無の確認に留意するよう要請しました。金 融機関による信用リスク管理上の問題であり, 融資先の税務申告書は入手しても、監査報告 書の未入手の事例が多いとされます。金融庁 検査局検査でも、日本公認会計士協会の要請 を金融機関検査でも確認すること (平成23 年9月)になりました。

循環取引不正と監査について,「金融商品 取引法における課徴金事例集」(平成 24 年 7 月,証券取引等監視委員会事務局)によれば,開示書類の虚偽記載等に対する課徴金の勧告事案が増加し,課徴金納付命令の開示企業数が,平成18年3件,19年8件,20年11件,21年9件,22年19件,23年11件,24年4件と増加しています。ファンド等監査では,国内ファンド,海外籍ファンドの不公正ファイナンスの悪用問題,ファンド監査は日本公認会計士協会の品質管理レビューの対象外,証券投資信託・不動産ファンド・投資事業組合等の監査,信用金庫・信用組合の監査の信頼性など,会計基準の不整備,監査可能性の問題があります。

#### 11. 会計基準, 監査基準の規範性

「企業会計原則」は昭和 24 (1949) 年 7 月 9 日に経済安定本部企業会計制度対策調査会 の中間報告として設定されました。「企業会 計原則の設定について」の「二 1 企業会計 原則は、企業会計の実務の中に慣習として発 達したもののなかから,一般に公正妥当と認 められたところを要約したものであって,必 ずしも 法令によって強制されないでも、す べての企業がその会計を処理するに当たって 従わなければならない基準である。」とされ ているので、「規範性」と「準拠性」が求め られています。また、「2 企業会計原則は、 公認会計士が、公認会計士法及び証券取引法 に基づき、財務諸表の監査をなす場合におい て従わなければならない基準となる。」とあ り,「準拠性」が求められています。

「一般に」は会計人・監査人・被監査会社・ 投資者・監査研究者・行政関係者の利害関係 者の意見を集約し、パブリック・コメントを 求めているので、「一般合意性、納得性」が あるものであります。「公正妥当」は一語と 見る場合,「一般に」の反復強調であり,「公正性」・「公平性」・「不偏性」を意味する合成語と言えます。二語と見る場合,「公正」は有用な情報提供における開示レベルの公平性,「妥当」は論理整合性を求める「理論的妥当性」と実務受容性の「実践妥当性」があります。日本の他の法令では,「公正妥当」以外に,「公正かつ妥当」「通常妥当」「合理的かつ妥当」の用語が使用されています。

金融商品取引法第193条の「一般に公正 妥当であると認められるところに従って」は, in accordance with the manner generally accepted fair and proper と訳されており, 会社法第 431 条の「一般に公正妥当と認め られる企業会計の慣行」は the business accounting practices generally accepted as fair and appropriate と訳されています。妥 当の英語は proper, appropriate が使われて います。会社計算規則第3条「この省令の 用語の解釈及び規程の解釈に関して,一般に 公正妥当と認められる企業会計の基準その他 の企業会計の慣行をしん酌しなければならな い。」とあり、法人税法第22条第4項は 「一般に公正妥当と認められる会計処理の基 準に従って計算されるものとする」とありま す。ともに「公正妥当」が使われています。

日本では、「真実性」、「有用性」を理念としていますが、true and fair view(真実かつ公正な概観)を採用していません。監査報告書では、present fairly は「公正表示」ではなく、「適正表示」と訳されています。諸外国では、「適法かつ適正」表示、「適正かつ適法」表示の方法が採用されていますが、日本では会社法の改正により、「適正」に統一されました。「一般に公正妥当と認められる会計基準(監査基準)」は、generally accepted accounting (auditing) standards であり、

英文には「公正妥当」の用語がありませんが、 日本文には「公正妥当」が挿入されています。 その差異は重要ですが、いろいろな見解があ り、明確ではありません。

# 12. 市場経済の変化とディスクロージャー制度

欧州経済危機と円高不況は、2008年のリー マン・ショック時に、監査が予防機能を果た していたのかが問われ、議論が続いています。 投資者の情報要求と監査済財務諸表情報との 間に見られる「情報ギャップ(information gap)」の解消要求と、グローバルな4大監 査法人 (KPMG, PwC, DTT, EY) の「寡 占化」の弊害、「巨大化」の非競争状態批判 等の解消の必要性が指摘されています。監査 法人の6~10年交代の強制的ローテーショ ン案、規制機関による監査法人の選任・監査 報酬の決定案、意思決定有用性の観点から投 資決定に役立つ標準監査報告書の提案がなさ れており、見積り・予測の多い公正価値と巧 妙化する不正のため、リスク・アプローチの 徹底化と,不正発見監査手続の精緻化要求は, 訴訟リスクを意識した懐疑心を求めています。

特に、懐疑心(skepticism)は、アカウンタントやオーディターに必要な「懐疑心」として、懐疑主義(哲学)より、懐疑心(心理学)と結び付いています。職業的専門家としての懐疑心(professional skepticism)は、監査基準委員会報告書 200「財務諸表監査における総括的な目的」では、「誤謬又は不正による虚偽表示の可能性を示す状態に常に注意し、監査証拠を鵜呑みにせず、批判的に評価する姿勢をいう。」としています。1961年にマウツ・シャラフが『監査哲理(Philosophy of Auditing)』で「懐疑心」を初めて取り上

げました。経営者は「誠実である」ことを前提から、「中立的態度(neutral mindset)」(経営者は誠実とも不誠実とも考えない中立的立場)に、さらに限定的に、「推定的疑い(presumptive doubt)の姿勢」をもつに変わり、「疑う」ではなく、「疑って係る姿勢」に変わってきています。

ディスクロージャー制度では, 有価証券届 出書,有価証券報告書の記載内容と、監査対 象・非監査対象の区分研究があります。 財務 諸表の開示制度と関係し、訂正報告書の多発、 会計監査人と監査役の連携・コミュニケーショ ン不足,公認会計士の金融商品取引第193 条の3「法令違反等事実の通知」など問題が あります。負債のパラドックス (paradox of the liability) は、負債を純損益を通じて公 正価値で測定する場合、自己の信用リスクの 上昇(低下)という不利(有利)な要因にも 係らず、負債の評価額が減少(増加)し、収 益(費用)が認識されてしまう現象でありま す。株式の時価評価では、負債のパラドック ス解消には、株式も社債も時価評価ではなく 原価主義でいくか、負債を公正価値評価する なら、株式も時価評価でいく必要があり、証 券市場の透明性、健全性の確保と、投機家保 護ではなく投資者保護の関係が重要でありま す。

## 13. 基準論から原則論へ

会計も監査も「基準論」から「原則論」への努力が必要であります。「論」から「学」への進展のためであります。IFRS は会計基準であって、会計原則ではありません。新概念フレームワークは発表されたものの、「IFRS 論」であって「IFRS 学」に相当するものかの検討が必要であります。実物経済の

時は貨幣的把握として取得原価主義会計, 細則主義が採用されましたが,金融資本市 場のデリバティブ取引では公正価値会計, 原則主義が中心となりました。理論に裏打ち された実践指導性が求められています。複雑 化・高度化により,対応が形式的になり,実 質的な会計判断・監査判断がなされているの かの批判があります。混合会計システムでは, 違った測定手段で計算したものを加算する 「制度的妥協」でありますが,混合測定によ る異質なもの,時点の違うものの加算は,何 を意味しているのかを明らかにすべきであり ます。

統合報告 (integrated reporting) は財務 情報と非財務情報の統合開示へ進展していま すが、「業績情報+予測情報」、「定量情報+定 性情報」の意味関連性開示は、有用な企業全 体把握情報の開示になるように、理解可能性、 有意義性を意図しています。統合報告は「リ スク」の観点から接近する考えがあります。 財務情報を前提に必要な非財務情報を理解す る財務情報中心アプローチか、逆に非財務情 報から財務情報を理解する非財務情報中心ア プローチかの選択があります。 財務情報には, 「知的資産情報」(人材、ブランド、無形資産 など)と,「環境・社会責任情報」(環境, 倫 理,ガバナンスなど)があり,「ESG情報」 (環境情報,社会情報,ガバナンス情報)の 記載は、事業リスク、意思決定有用性、企業 価値を把握するために必要であります。

財務情報は、企業価値の表現では短期志向 的であり、その欠点を補う非財務情報は中長 期志向的であります。財務情報に対しては公 認会計士が評価・判断としての監査を実施し ますが、非財務情報に対しては公認会計士が 評価・判断できるのかは微妙であります。公 認会計士が評価するなら、信頼性の保証水準 評価基準と判断基準の構築が必要であります。「統合」の意味は単なる合算・加算ではなく、そこに新しい意味内容が創出される用語であります。融合とは違い、次元を超えた新しいレベルの昇華を意味します。財務情報と非財務情報が合算・加算されることによって、「1+1=2+アルファ」のアルファとしての創造的付加価値を探る必要性があり、その信頼性が要求されることになります。

#### 14. 会計の品質評価の必要性

収益認識、公正価値評価、経営者の見積り、 重要性の判定などの会計基準適用において、 監査上の重大かつ高度なリスクに対し、確立 された監査手続が存在しない領域があり、十 分かつ適切な監査証拠の入手が困難な面があ ります。虚偽表示は「誤謬+不正(=粉飾+ 資産流用)」とされ、不正の形態は会計的に は分類把握が難しく、 財務諸表上に「虚偽 表示 (misstatement)」として把握されるも のであり、帳簿処理上の虚偽表示は「不記載・ 変記載・架空記載・不明瞭記載」に4分類 されています。

二重責任の原則は、財務諸表の作成責任は 経営者にあり、監査意見の表明は監査人の責 任であることより、会計と監査の品質評価が 保持されている関係にあります。しかし、会 計の品質評価よりは、監査の品質評価が適切 かが多くなされ、監査の品質管理基準準拠性、 日本公認会計士協会の品質管理レビュー、金 融庁の公認会計士・監査審査会の監査法人に 対する審査・検査、監査役の会計監査人の相 当性判断などが実施されています。本来は、 善管注意義務を負う経営者が注記などにより 重要な会計判断を財務諸表で説明するのが先 であり、会計の品質の保持を行うべきであり ます。それを受け、財務諸表が会計基準に準拠して適正に表示されているかを、会計基準準拠性に基づき、監査人が会計の品質評価を行っています。会計があって監査があり、監査があって会計があるのではないからです。外部評価が必要な時代、会計の品質、会計基準の品質の評価のあり方が、今後どうあるべきかが必要になるはずであります。

#### 15. 研究の視座・基本的志向

「理論と政策」の分離の時代に入り、「会計・ 監査理論の精緻化」と、理論に基づく制度化 の「会計・監査政策の実現可能性」が要求さ れる世界に突入しています。この流れは会計 学の進化といえると思います。有用性志向の もと、部分公正価値会計から全面公正価値会 計への進展に対する制度的変革対応が必要で あります。細則主義の準拠性思考と原則主義 の離脱思考との衝突は、成文法と慣習法の思 考対立であり、「会計・監査文明の衝突」で あると言えます。

会計人・監査人には「懐疑心」が必要とされますが、訴訟リスクを意識し、説得力ある説明責任を果すことが重要であります。「不正をやる人より、不正を発見できない人が悪い」とならないようにしなければなりません。統合報告の開示は、財務情報と非財務情報を包括した統合報告では、開示内容、情報補完性、信頼性の保証水準、監査手法の検討などが必要であります。

科学性の追究には、国際会計が「論」から「学」へと進化するとき、近代科学の本質としての「有用性」と「信頼性」が必要なはずでありますが、現在のIFRSは「有用性」を追い求め、「信頼性」を軽視しているように思えてなりません。IFRSの基準論の「本質」把握には、追究手段として「それなくしてそれといえないそれ」の「それ」を求める発想が必要であります。そのため、グローバル・アカウンティングの「ある・あるべき」から「あるはず」の要請論思考が重要であります。会計の進化は、環境適応面がありますが、アナリスト会計ではなく、アカウンタント会計とオーディター会計の立場から評価されるべきであります。

会計学も「秩序的な理論体系化」への模索 が重要であります。「基準論」から「原則論」 への志向は、「説明理論」から「解明理論」 への志向につながるはずであります。科学方 法論を確立させる必要があり、帰納法研究、 演繹法研究、発想法研究、規範研究、実証研究、実験研究、学説研究、合理的再構成研究 などがある中で、実践科学性を志向する会計 学の視点が重要であると言わざるをえません。

少し時間がオーバーいたしましたが,ますますグローバル時代へ進展するため,科学としての会計・監査の理論・政策対応を戦略的・効果的に実施する必要があることを強調いたしたいと思います。国際会計学の樹立のため,果敢に挑戦していただくことを期待いたします。本日は長時間,ご清聴ありがとうございました。